

令和7年度鳥取県立美術館誘客促進業務委託プロポーザル実施要領

令和7年度鳥取県立美術館誘客促進業務委託について、公募型プロポーザル方式によって以下のとおり業務の受託業者を選考する。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度鳥取県立美術館誘客促進業務委託（以下「本件業務」という。）

(2) 業務の目的

本件業務は、全国における鳥取県立美術館（以下「美術館」という。）の認知度向上及び美術館への旅行需要を創出するため「美術館プロモーション事業」を展開し、美術館をはじめとする鳥取県の「美」に着目した魅力を発信することで、観光誘客の促進を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別添「仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

ア 関西地区（大阪府、京都府、兵庫県）、中国（鳥取県、山口県を除く）・四国地方での認知度向上と観光誘客を促す施策の実施

イ 旅行者誘客のためのパブリシティの実施

ウ パンフレットやSNS発信などPRツール類の制作、掲出

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 予算額

金10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 募集方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とする。本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書その他必要書類を6の（1）の場所に、令和7年7月4日（金）午後5時までに、電子メール又は持参により提出すること。また、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 参加申込書の提出部数は1部とし、単独企業にあつては様式第1-1号、共同企業体にあつては様式第1-2号を提出すること。

イ 共同企業体にあつては、本件業務に係る共同企業体協定書を作成し、参加申込書の提出時に、協定書の副本を1部提出すること（共同企業体協定書（別紙参考様式）を参照のこと。）。

(7) 実施要領等の交付

本実施要領及び本件公募型プロポーザルに関する書類は、令和7年6月20日（金）から同年7月4日（金）までの間にインターネットの鳥取県地域社会振興部美術館のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/art-museum/>）から入手するものとする。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年6月20日（金）から同年7月4日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

イ 交付場所

6の（1）の場所に同じ。

2 参加資格要件

(1) 単独企業に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 法人格を有していること。

ウ 本件業務の企画提案書の提出日から遡って5年間の間に、国内大手企業（国内の証券取引所に株式を上場している企業）又は官公庁等から、当該業務と同様のプロモーション企画・運營業務の受注実績を有すること。

エ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」とい

う。)を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されている者であること。

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年7月4日（金）正午までに、原則としてとり電子申請サービスにより6の（2）の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに6の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ 令和7年6月20日（金）から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

カ 令和7年6月20日（金）から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

キ 本件公募型プロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。

（2）共同企業体に関する要件

ア 構成員は、（1）のア、イ及びエからカまでの要件を全て満たしていること。

イ 構成員の1以上の者が、（1）のウの要件を満たしていること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件公募型プロポーザルにおいて参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア） 目的

（イ） 名称

（ウ） 事業所の所在地

（エ） 成立の時期及び解散の時期

（オ） 構成員の住所及び名称

（カ） 代表者の名称

（キ） 代表者の権限

（ク） 構成員の出資の割合

（ケ） 運営委員会

（コ） 構成員の責任

（サ） 取引金融機関

（シ） 決算

（ス） 利益金の配当の割合

（セ） 欠損金の負担の割合

（ソ） 権利義務の譲渡の制限

（タ） 業務途中における構成員の脱退に対する措置

（チ） 構成員の除名

（ツ） 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

（テ） 解散後の契約不適合責任

（ト） 解散後の著作権

（ナ） その他必要な事項

3 審査会の設置

（1）企画提案書を審査するため、「令和7年度鳥取県立美術館誘客促進業務委託プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、「令和7年度鳥取県立美術館誘客促進業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

（2）審査会は5名で構成する。

- (3) 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- (4) 参加申込者が多数（7 者以上）の場合は、書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う提案者を決定する。

4 選定方法

プレゼンテーション実施後、審査要領の審査表に示す審査項目について各審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行う。最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。

また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議により順位を決定する。

5 評価方法

企画提案書の評価は、2 の参加資格要件を満たしている者の中から、次の項目について評価する。

- (1) 企画内容（基本方針、誘客及び県内周遊を促す施策、各種制作物のデザイン案等）
- (2) 業務遂行体制
- (3) 類似業務の実績

6 手続き等

- (1) 公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目 3-12

鳥取県地域社会振興部美術館

電話 0858-47-3011

電子メール tottori-museum@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

7 本件公募型プロポーザルに関する問い合わせの取扱い

本件公募型プロポーザルに関しての質問は、電子メールにより令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時まで、6 の（1）の場所において受け付ける。質問及び回答は、同月 18 日（金）までに逐次インターネットの鳥取県地域社会振興部美術館のホームページで公開する。（<https://www.pref.tottori.lg.jp/art-museum/>）

8 企画提案書の作成及び提出

- (1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、（2）に示す提出書類一式を持参、送付にて提出すること

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

- (2) 提出書類

ア 企画提案書 8 部

（ア）企画提案書は、A 4 サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

（イ）企画提案書には、次の内容を記載すること。なお、企画提案書は企画力を審査するためのものであり、記載内容は契約内容を拘束しないものとするが、実現性が担保されるものであること。

- a 本件業務に対する基本的な考え方
- b 認知度向上と観光誘客を促しプロモーションを盛り上げるための施策の提案
- c 関西、中国、四国地方における PR の手法
- d パンフレットや SNS 発信など PR ツール類の内容・デザイン案等

- e 業務実施体制（組織体制、主要スタッフの類似業務経験が分かるもの）
 - f 類似業務の実績（過去5年以内に行った同等程度の類似業務の実績がわかるもの。また、メディアでの取り上げや受賞実績があれば具体的な内容を記載すること。）
 - g 効果測定についての考え方及び方法
 - イ 会社概要 8部（様式及び記載内容は任意とする。）
 - ウ 見積書 8部（押印は不要）
 - （ア）様式は任意とする。
 - （イ）1の（5）に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。
- （3）提出期限
令和7年7月25日（金）午後5時までとする。また、送付等による場合も同日時までに到着したものに限り受け付ける。
- （4）提出場所
6の（1）の場所に同じ。
- （5）提出書類の取扱い
ア 提出された書類は原則として返却しない。
イ 本件公募型プロポーザルへの参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。
ウ 提出された書類は本件公募型プロポーザルへの参加者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

9 プレゼンテーションの実施

- （1）日時 令和7年8月4日（月） ※詳細は別途通知する。
- （2）場所 鳥取県庁第2庁舎4階会議室（鳥取市東町一丁目271番地）
- （3）実施方法等
ア 同日、別途通知する開始時刻までに待機しておくこと。
イ プレゼンテーションは提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間設ける。
ウ 参加申込者が多数（7者以上）の場合には、書類審査にて選抜された者のみプレゼンテーションを実施する。

10 契約に関する事項

- （1）契約の締結
4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- （2）契約保証金
契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
- （3）暴力団の排除
受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。
また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認め

られるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

11 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 参加費用

本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(5) 個人情報の取扱い

受託者は本件業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては別記「個人情報・死者情報の取扱に係る特記事項」を守らなければならない。

【参考：本件公募型プロポーザルの実施スケジュール】

令和7年6月20日（金）	プロポーザル公募開始
7月4日（金）	参加申込書提出期限
7月16日（水）	質問期限
7月25日（金）	企画提案書の提出期限
7月28日（月）	プレゼンテーション（審査会）の案内送付 ※予定
8月4日（月）	プレゼンテーションの実施
8月4日（月）	以降 審査結果の通知及び契約の締結